

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案要綱

第一 国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正

一 機構の目的の追加

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）の目的に、国立大学法人から寄託された資金の運用の業務及び大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務を追加するものとする  
こと。  
（第四条関係）

二 役員及び職員

1 監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならないものとする。 （第十条第二項関係）  
2 役員として、寄託金運用業務等を担当する運用業務担当理事一人を置くものとする。 （第十条第三項関係）

（第十条第三項関係）

3 運用業務担当理事は、寄託金運用業務等について、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理するものとする。 （第十一条第二項関係）

4 監事は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第十九条第九項の規定に基づき理事長又

は文部科学大臣に寄託金運用業務等に係る意見を提出したときは、遅滞なく、三の1の運用・監視委員会にその旨を報告しなければならないものとする事。  
(第十一条第四項関係)

5 運用業務担当理事は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、経済、金融、資産運用、経営管理その他の寄託金運用業務等に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、文部科学大臣の承認を受けて、理事長が任命するものとする事。  
(第十二条第一項関係)

6 理事長は、5により運用業務担当理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする事。この場合においては、通則法第二十条第五項の規定は、適用しないものとする事。  
(第十二条第二項関係)

7 通則法第二十二条に定めるもののほか、金融事業者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの若しくはこれらの者が法人であるときはその役員又は金融事業者の団体の役員のいずれかに該当する者は、役員となることができないものとする事。  
(第十五条関係)

8 理事長及び理事の禁止行為について所要の規定を整備すること。  
(第十七条関係)

9 機構の役員及び職員の秘密保持義務として、四の1の(一)及び(二)並びにこれらに附帯する業務に係る

職務に関して知ることのできた秘密を追加するものとする。

(第十八条関係)

### 三 運用・監視委員会の新設

1 機構に、寄託金運用業務等の適正な運営を図るため、運用・監視委員会を置くものとする。

(第二十条第一項関係)

2 業務方法書、中長期計画、年度計画のうち寄託金運用業務等に関する事項及び四の5の基本方針については、運用・監視委員会の議を経なければならないものとする。

(第二十条第二項関係)

3 運用・監視委員会は、寄託金運用業務等の実施状況を監視するものとする。

(第二十条第三項関係)

4 運用・監視委員会は、2及び3に定めるもののほか、寄託金運用業務等に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができるものとする。

(第二十条第四項関係)

5 運用・監視委員会は、運用・監視委員五人以内をもって組織するものとする。

(第二十一条関係)

6 運用・監視委員は、経済、金融、資産運用、経営管理その他の寄託金運用業務等に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、文部科学大臣が任命するものとともに、欠格要件等について所要の規定を設けるものとする。 (第二十二條第一項から第五項まで関係)

#### 四 業務の追加

1 機構に、次の業務を追加するものとする。 (第二十三條関係)

(一) 国立大学寄託金の運用を行うこと。

(二) 大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行うこと。

2 国立大学寄託金の運用は、有価証券（株式を除く。）の売買、預金又は貯金（文部科学大臣が適当と認めて指定したものに限る。）、信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託、金融機関等に対する有価証券の貸付け、債券オプションの取得又は付与、先物外国為替の売買、通貨オプションの取得又は付与、デリバティブ取引の方法により安全かつ効率的に行われなければならないものとする。 (第二十六條関係)

3 機構は、1の(二)に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る勘定に属する資金を運用するに当たっては、2に掲げる方法以外の方法によってはならないものとする。この運用については、通則法第四十七条の規定は、適用しないものとする。

（第二十七条第一項及び第二項関係）

4 文部科学大臣は、3の運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本指針を定め、これを機構に通知するとともに、公表しなければならないものとする。

（第二十八条第一項関係）

5 機構は、4の通知を受けたときは、基本指針に基づき、運用の目的その他文部科学省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、文部科学大臣の認可を受けるとともに、認可を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。基本方針を変更するときも、同様とすること。

（第二十九条第一項及び第六項関係）

6 文部科学大臣は、3の運用の安全かつ効率的な実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、3の運用の方法の見直しその他の必要な措置をとることを求めることができるものとする。

もに、機構は、文部科学大臣から当該求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならないものとする事。

(第三十条第一項及び第二項関係)

## 五 財務及び会計

1 機構は、次に掲げる業務については、当該業務以外の業務に係る経理と区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする事。

(第三十一条第一項関係)

(一) 四の1の(一)に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)

(二) 四の1の(二)に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)

2 1の(一)に掲げる業務に係る業務上の余裕金の運用については、四の3を準用するものとする事。

(第三十一条第二項関係)

3 1の(一)に掲げる業務に係る勘定及び1の(二)に掲げる業務に係る勘定において、利益及び損失の処理についてそれぞれ所要の特例等を設けるものとする事。(第三十二条第一項から第五項まで関係)

4 機構は、1の(二)に掲げる業務に必要な資金に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は機構債券を発行することができるものとする事。

(第三十三条第一項関係)

5 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は機構債券に係る債務について保証することができるとすること。  
(第三十四条関係)

6 機構は、毎事業年度、長期借入金及び機構債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならぬものとする。  
(第三十五条関係)

## 六 雑則

文部科学大臣は、四の二の指定をしようとするとき、四の四の基本指針を定め、又は変更しようするとき、四の五又は五の四若しくは六に関する認可をしようとするとき、五の三に関する承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとする。  
(第三十六条関係)

## 七 罰則

機構の役員を二十万円以下の過料に処する場合として、四の二の方法以外の方法により国立大学寄託金、四の三の勘定に属する資金又は五の一の一)に掲げる業務に係る業務上の余裕金を運用したときを追加するものとする。  
(第四十二条関係)

## 八 その他

1 財政融資資金は、令和三年度から令和五十二年度までの間において、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、五の1の(二)に掲げる業務に必要な資金に充てるため機構が借入れをする場合における機構に対する貸付け及び機構が発行する機構債券に運用することができるとともに、これらに運用される財政融資資金は令和五十二年度までの間に償還するものとする。

(附則第五条の三第一項から第三項まで関係)

2 その他所要の改正を行うこと。

## 第二 附則

### 一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

### 二 経過措置

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。

(附則第二条関係)



三 その他関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第三条から第五条まで関係)